

## 仕様書

### 1. 件名

令和8年度 レセプト管理システムの提供

### 2. 目的

本業務は以下を目的とする。

- (1) 被保護者に対する医療扶助の適用のため、医療機関等から診療報酬支払基金に提出されるレセプトデータについてその内容及び資格の点検、疑義のあるレセプトデータについての再審査請求等に関する事務を円滑に進めるためのシステム運用を行うこと
- (2) 医療扶助のオンライン資格確認において、本市が有する生活保護受給者の資格情報及び健診データを社会保険診療報酬支払基金の医療保険者等中間サーバ及び特定健診等データ収集システムにデータ連携を実施するにあたり、システムを介してデータ連携を行うこと

### 3. 期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 4. 履行場所

岩沼市桜一丁目6番20号 外 地内

### 5. 支払方法

毎月払い

### 6. 基本要件

地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が提供する閉域網である地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワーク（LGWAN）経由で利用環境に接続することで、以下の機能を利用できるようにすること。

#### (1) 基本サービス（月額）

- ①診療報酬支払基金からのレセプトデータの受領及び市の利用環境へのデータ取込ができること。
- ②厚生労働省より提供される各種制度改正情報や診療報酬点数表、薬価基準等の保険請求に関わるレセプト電算処理に必要な情報の最新化を行うこと。
- ③疑義のあるレセプトデータに対して市が診療報酬支払基金に再審査請求を行うためのデータ作成及び転送ができること。
- ④診療報酬支払基金からの再審査請求受付情報の受領ができること。
- ⑤診療報酬支払基金からの再審査結果情報の受領ができること。

⑥サービス環境に取り込まれたレセプトデータと市が登録する被保護者情報及び医療券・調剤券情報とを照合し、被保護者の資格を有する者のレセプトデータであるか否かの確認（資格点検）ができること。また、資格点検の結果、レセプトの内容が誤りである可能性が高く、再審査の必要性があると判断されたレセプトデータについて、コメントを付す等市が確認できる状態にすること。

⑦レセプトデータ及び再審査請求に用いたデータについて市の利用環境下に保管できること。

## (2) オンライン資格確認連携サービス（月額）

生活保護システムから出力した「資格情報データ」等を「医療保険者等中間サーバ」へ、「健診データ」を「特定健診等データ収集システム」へ連携する機能を提供すること。

### ① 資格情報及び医療券／調剤券情報データ連携

連携先：医療保険者等中間サーバ

連携対象データ：生活保護の方の資格情報、医療券・調剤券情報データ等

・本市→支払基金 資格情報及び医療券／調剤券情報

・支払基金→本市 資格確認実績（ログ情報）

### ② 健診データ連携

連携先：特定健診等データ収集システム

連携対象データ：生活保護受給者の特定健診データ等

・本市→支払基金 健診情報、等

## (3) 健康管理支援サービス（月額）

①本市設備に保管されているレセプトデータを元に、医療費全体に占める生活習慣病（受託者所定の生活習慣病リスト記載の疾病を指し、以下同じ）の割合等を、受託者所定の方法で集計・表示する機能を提供すること。

(ア)本市設備に保管されているレセプトデータから、受託者所定の指定難病リスト中の傷病コードを含むレセプトを抽出し、リスト化して表示する機能を提供すること。

(イ)本市設備に保管されているレセプトデータから、生活習慣病に該当する疾病名を含むレセプトを抽出し、被保護者毎に生活習慣病の罹患状況を表示する機能を提供すること。

(ウ)本市設備に保管されているレセプトデータを元に、被保護者の診療状況等を集計・表示する機能を提供すること。

## (4) 健診データ分析サービス（月額）

①本市の所有する被保護者の健診データをCSV形式またはXML形式で本市クラウド環境に取り込み、本市設備に保管されているレセプトデータと紐づける機能を提供すること。

②本市設備に取り込まれた健診データと本市設備に保管されているレセプトデータの突合分析を行い、ハイリスク者リスト・健診受診者リスト・健診データデータヘルス分析集の健診データを活用した分析帳票を出力する機能を提供すること。

- ③ 上記（４）記載サービスの診療状況を集計・表示する機能に加え、健診データを表示する機能を提供すること。
- ④ 登録された健診データをもとに、オンライン資格確認において社会保険診療報酬支払基金の特定健診等データ収集システムに連携が必要な国指定形式の健診データを生成できること。

## 7. その他

- （１）本件業務において取り扱う情報・資料は、本件業務以外の目的に使用しないこと。
- （２）業務上知りえた個人情報については、細心の注意を払い、守秘義務を遵守すること。
- （３）本体契約及び本仕様書の定めのない事項については、双方協議の上、決定する事とする。

以上